

証券コード 4057
2024年8月6日
(電子提供措置の開始日2024年7月30日)

株 主 各 位

東京都千代田区富士見二丁目10番2号
株式会社インターファクトリー
代表取締役 蕪 木 登

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっております。本ご通知に掲載した事項のほか、インターネット上の下記ウェブサイト「第21回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ir.interfactory.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、必要に応じてご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトアクセスして、「インターファクトリー」又は「4057」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

敬 具

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

記

1. 日 時 2024年8月22日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番
御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター1階RoomB
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第21期(2023年6月1日から2024年5月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況と計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載してお知らせいたします。

## 事業報告

(2023年6月1日から  
2024年5月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が継続することが期待されています。一方で、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが国内の景気を下押しするリスクがあります。また、物価の上昇や為替の著しい変動による過度な円安等は経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、金融資本市場の変動には引き続き十分注意する必要があります。

当社が関わる国内電子商取引市場は、B to B、B to C共にEC化率と市場規模が引き続き増加傾向にあり、商取引の電子化が継続して発展しています。一方で、業界におけるエンジニアの数が不足しており、当社におきましてもエンジニアの確保は重要な経営課題のひとつとなっております。また、各ECサービスにおいては、一層の機能の充実や利便性の拡充、セキュリティ面での安全性強化が求められております。

当社は、クラウドコマースプラットフォーム事業という単一の事業で成長してまいりましたが、EC関連サービスが多様化かつ複雑化する近況を鑑み、2024年5月期からはサービス領域を拡大し「ECビジネス成長支援事業」及び「データの統合及び活用を目的とした事業」を新たに展開し、EC事業者の幅広いニーズに応じていくために、収益手段の多様化を図っております。伴って、新たに開始する事業への投資も積極的に行っております。

事業セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

##### <クラウドコマースプラットフォーム事業>

従来より注力してまいりました「クラウドコマースプラットフォーム事業」においては、既存顧客の満足度向上及び新規顧客の開拓を図るため、組織改編等により営業部門を強化することでシステム受託開発売上の新規獲得並びに運用保守売上の積み上げに努めてまいりました。また、「ebisumart」をより信頼性の高いECプラットフォームとするため、情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001の認証取得やクレジットカード業界における国際セキュリティ基準であるPCI-DSSへの準拠証明の取得も継続してまいりました。さらに、EC市場拡大と弊社既存顧客の成長を見越し、EC流通総額が更に大きい大規模顧客層をターゲットにした、ハイスペックの新たなクラウドコマースプラットフォーム「ebisu commerce」のサービス提供を2023年8月より開始し、これにより大規模事業者まで幅広い顧客層をカバーすることが可能となっております。

このような状況の中、システム運用保守売上については、既存店舗の流通総額及びPV数が引き続き堅調に推移し、当初計画通りに推移した一方で、システム受託開発売上ににつきましては、第3四半期以降受注状況は改善しているものの、今期の前半における低迷が響き、売上高

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

は当初計画を下回って推移しました。この結果、クラウドコマースプラットフォーム事業の売上高は2,488,666千円（前期比0.1%増）、セグメント利益は519,612千円（前期比1.9%減）となりました。

< E Cビジネス成長支援事業 >

2024年5月期より本格的に開始しました「E Cビジネス成長支援事業」においては、E Cモール及び全ての自社E Cサイトを運営する事業者様を対象とした、E C事業の成長を戦略立案から実務まで一気通貫で支援するサービス「ebisu growth」をパートナー企業と連携して展開し、収益手段の多様化とともに新たな顧客層へのアプローチを図ってまいりました。その結果、売上高は106,667千円を計上することができましたが、一方で、リード獲得のためのマーケティング費用及び広告宣伝費、営業活動費用が発生しセグメント損失は30,365千円となりました。

< データの統合及び活用を目的とした事業 >

データの統合及び活用を目的とした事業においては、E C事業者の基幹システムと各販売チャネル、タッチポイントを繋ぎ、リアルとE Cデータの統合及び活用を可能とするためのプラットフォームの開発及びサービスの構築を進めております。現在サービス構築中であるため、売上は発生しておらず、サービスの構築費用のみ発生している状況であり、セグメント損失は23,520千円となりました。

なお、各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用は490,657千円となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,595,333千円（前期比4.3%増）、営業損失は24,931千円（前期は営業利益53,336千円）、経常損失は28,705千円（前期は経常利益46,949千円）、当期純損失は31,766千円（前期は当期純利益22,091千円）となりました。

- ② 設備投資の状況  
 当事業年度の設備投資額は154,762千円であり、その内訳は主に自社利用ソフトウェア開発費151,910千円、業務用P Cの取得2,617千円等であります。
- ③ 資金調達の状況  
 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                         | 第 18 期<br>(2021年5月期) | 第 19 期<br>(2022年5月期) | 第 20 期<br>(2023年5月期) | 第 21 期<br>(当事業年度)<br>(2024年5月期) |
|-------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                                   | 2,170,319            | 2,283,193            | 2,487,178            | 2,595,333                       |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (千円)                           | 193,726              | 34,349               | 46,949               | △28,705                         |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (千円)                       | 131,025              | 20,105               | 22,091               | △31,766                         |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益<br>又 は 1 株 当 た り 当 期<br>純 損 失 ( △ ) (円) | 34.64                | 5.03                 | 5.46                 | △7.76                           |
| 総 資 産 (千円)                                                  | 1,448,042            | 1,499,646            | 1,704,790            | 1,799,825                       |
| 純 資 産 (千円)                                                  | 952,914              | 1,008,388            | 1,118,806            | 1,035,766                       |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                                         | 238.74               | 251.71               | 271.27               | 256.73                          |

(注) 1. 当社は1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

**(3) 重要な親会社及び子会社の状況**

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
  
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、クラウドコマースプラットフォーム事業という単一の事業で成長してまいりましたが、2024年5月期より3つの事業領域へと拡大し、EC事業者の幅広いニーズに応えるべくサービスの 신설及び拡充に注力しております。2025年5月期においても各事業への投資を積極的に行い、中長期的に企業価値を高めていく所存でございます。それぞれの事業での取り組み及び見通しは下記のとおりです。

##### 1) クラウドコマースプラットフォーム事業

##### ① オープンプラットフォーム化の推進

APIを公開し、当社のパートナー企業が広く「ebisumart」のカスタマイズに参加できる環境を整備することにより、パートナー開拓を通じた事業規模の拡大を継続して進めてまいります。

##### ② 顧客満足度の向上

##### a. BtoB-ECサービスの拡充

国内におけるBtoB-EC市場の拡大に対応するため、従来の「ebisumart」の標準機能をBtoB-EC向けに見直し、BtoBの商習慣に合わせた機能を充実させた「ebisumart BtoB」の提供を開始し、業界を問わず幅広いニーズに対応してまいります。

##### b. 標準・オプション機能の追加開発

ECサイト構築プラットフォームという特性から、他社サービスと比較して機能的な優位性を維持する必要があります。顧客ニーズを注意深く収集し、他社システムに対する優位性を確保すべく機能開発を積極的に進め、標準又はオプション機能（有償）として提供してまいります。具体的にはBtoB向けの機能強化について重点的に取り組んでまいります。

##### c. ハイスペックのクラウドコマースプラットフォームの提供

EC市場拡大と既存顧客の成長を見越し、EC流通総額が従来より大きな顧客層に対応可能なハイスペックのクラウドコマースプラットフォーム「ebisu commerce」の提供を本格的に開始しており、新たな顧客層の獲得により、引き続きクラウド型ECプラットフォーム市場においてシェアの拡大に努めてまいります。

##### d. 品質改善・セキュリティ対策

さらなるプログラムの品質向上を目指し、品質管理体制の強化、自動テストの導入などを実施し安定稼働とパフォーマンスの向上を目指します。また、ISO/IEC27001の認証、PCI-DSSへの準拠など、セキュリティ面の強化にも積極的に取り組んでまいります。

##### e. アカウントセールスの強化

当社サービスをご利用いただいている顧客に対し、さらなる売上向上及びユーザビリティの向上を目的とし、専門的な助言・提案を行う「アカウントセールスチーム」を設置し、顧客満足度の向上に繋げてまいります。

### ③ 営業力の強化

#### a. パートナーネットワークの構築

「ebisumart」の販売代理店となるセールスパートナー、「ebisumart」を利用したS I（システムインテグレーション）を行うソリューションパートナー、「ebisumart」を自社ブランドで提供するOEMパートナー、当社が受託したシステムの開発や当社サービスを用いたECサイトのデザインを委託するアウトソースパートナー、「ebisumart」向けのアプリケーションを開発するアプリケーションパートナーの開拓を引き続き行い、当社サービスの普及拡大を推進してまいります。また、中・小規模EC事業者向けサービス「ebisumart zero」を拡販するために、各パートナーと協力体制を構築し、幅広い顧客層にアプローチしてまいります。

#### b. ブランディング・広告販売の強化

当社サービスの知名度をさらに高めるため、引き続き積極的なセールスプロモーション及びPRを行い、ブランド力の向上に努めてまいります。

#### c. 人材の確保・育成について

当社はインターネットを通じたコンピュータサービスの提供を行っており、全てのサービスが直接的に人の手で構築運用されております。このような環境の中におきましては高度なシステムエンジニアリング及びコンタクトセンターサービスを提供する必要があり、有能な人材の採用及び継続的な教育は経営上の重要な課題として位置付けております。

#### d. 顧客ニーズの収集体制強化

従来よりECコンシェルジュという専任のサポートスタッフによるコンタクトセンター運用を通じ、顧客満足度の向上を図ってまいりましたが、更なる顧客満足度の向上のため営業部門の体制を再編成し、主体的に顧客のニーズを収集できる体制を構築しております。引き続き収集した情報を基に顧客満足度及び品質の向上を図ってまいります。

#### e. エンジニアの強化

顧客のサイト新規オープン並びに運用開始後の修正作業について、アウトソースパートナーへの開発委託を積極的に推進する一方で、コアプロダクトにつきましては品質及びスピードを重視し引き続き社内開発を行っていくため、継続的なエンジニアの採用及び教育を推進してまいります。

### ④ 収益力の強化

#### a. ストック収益の拡大

収益力を強化するために、新規店舗の獲得及び有用なオプション機能の提供によりストック収益であるシステム運用保守売上を最大化するとともに労務費、サーバー費用等の各種原価削減に努めてまいります。



b. プロジェクト・マネジメントの強化

比較的大規模のプロジェクトが増加傾向にあり、不採算案件の発生は収益を大きく毀損することになるため、プロジェクト・マネジメントの強化を図り、不採算案件を発生させないための取り組みを強化してまいります。

2) ECビジネス成長支援事業

① 「ebisu growth」サービスの拡販

ECモール及び全ての自社ECサイトを運営する事業者様を対象とした、EC事業の成長を戦略立案から実務まで一気通貫で支援するサービス「ebisu growth」について、リード獲得の多角化から、より多くの見込み顧客へアプローチすることで更なる拡販に努めてまいります。

② 販売チャネルの拡大

BtoBマーケティングの強化と営業人員の増強からダイレクトセールスに注力するとともに、各領域で実績のあるパートナーと協業を進め更なる拡販に努めてまいります。

3) データの統合及び活用を目的とした事業

EC事業者の基幹システムと各販売チャネル、タッチポイントを繋ぎ、リアルとECデータの統合及び活用を可能とする「データ利活用プラットフォーム」を用いた新サービスの提供を開始いたします。事業規模の大小に関わらず事業のデジタル化を推進する際に必要となるデータの統合及び活用というニーズに応えるサービスとして、既存・新規のクライアント問わず積極的にアプローチしてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年5月31日現在)

クラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」の開発及び運用保守並びにコンサルティングサービス業務

(6) 主要な事業所等 (2024年5月31日現在)

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 本 社     | 東京都千代田区         |
| 営 業 拠 点 | 大阪オフィス (大阪府大阪市) |
| 開 発 拠 点 | 福岡開発ラボ (福岡県福岡市) |

(7) 従業員の状況 (2024年5月31日現在)

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 157名    | 4名増         | 34.5歳   | 5.4年        |

(注) 従業員数には、臨時従業員 (パート・アルバイト) 1名及び派遣社員12名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年5月31日現在)

| 借 入 先               | 借 入 額     |
|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 150,000千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 150,000千円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行   | 100,000千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2024年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 12,880,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,124,400株
- (3) 株主数 2,685名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名                   | 持株数 (株)   | 持株比率 (%) |
|-----------------------|-----------|----------|
| 蕪木登                   | 1,600,000 | 39.7     |
| 株式会社森本本店              | 201,800   | 5.0      |
| 蕪木有紀                  | 200,000   | 5.0      |
| インターファクトリー従業員持株会      | 94,400    | 2.3      |
| 兼井聡                   | 75,000    | 1.9      |
| 三石祐輔                  | 45,000    | 1.1      |
| 川端修三                  | 40,300    | 1.0      |
| 赤荻隆                   | 35,000    | 0.9      |
| 楽天証券株式会社              | 29,700    | 0.7      |
| 株式会社Long・Valley・River | 28,000    | 0.7      |

- (注) 1. 当社は自己株式90,000株を保有しておりますが、上記表からは除いております。  
 2. 持株比率は自己株式90,000株を除いて計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

なお、2023年6月21日の取締役会において、2023年1月6日に発行した第6回新株予約権 (行使価格修正条項付き) (以下、「本新株予約権」) につき、残存する全ての本新株予約権を取得及び消却することを決議し、2023年7月6日に本新株予約権の取得及び消却を実施しております。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年5月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                           |
|-----------|---------|---------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 蕪 木 登   | CEO                                               |
| 取 締 役     | 兼 井 聡   | 製品開発部門担当                                          |
| 取 締 役     | 三 石 祐 輔 | マーケティング戦略部門担当                                     |
| 取 締 役     | 赤 荻 隆   | CFO管理・財務・情報システム部門担当                               |
| 取 締 役     | 鳥 山 亜 弓 | 千代田国際法律会計事務所 弁護士・公認会計士<br>セントラル総合開発株式会社 社外取締役     |
| 取 締 役     | 笹 川 大 介 |                                                   |
| 常 勤 監 査 役 | 加 山 宏   |                                                   |
| 監 査 役     | 藤 田 裕 二 | 藤田公認会計士事務所 所長                                     |
| 監 査 役     | 南 出 浩 一 | 南出公認会計士事務所 所長<br>やまと監査法人 代表社員<br>Mipox株式会社 非常勤監査役 |

- (注) 1. 取締役鳥山亜弓氏及び笹川大介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 常勤監査役加山宏氏、監査役藤田裕二氏及び南出浩一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 監査役藤田裕二氏及び南出浩一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、鳥山亜弓氏、笹川大介氏、加山宏氏、藤田裕二氏及び南出浩一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員と会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で定める額を責任の限度としております。

なお、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、会社訴訟、株主代表訴訟等による被保険者が負担することとなった損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意または重過失に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の個人別の内容に係る決定方針は、2021年2月17日開催の取締役会にて決議し、2021年7月21日開催の取締役会において改定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認するとともに、個々の取締役の具体的な報酬額の相当性について審議しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬を固定報酬である基本報酬と、変動報酬である業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、在任中に定期的に支払う月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

3. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

イ) 固定報酬と業績連動報酬の割合の決定

固定報酬と業績連動報酬の割合は、概ね9：1程度とします。固定報酬は毎月定期同額報酬として支給し、業績連動報酬は賞与として年1回、7月10日に支給するものとします。

ロ) 標準的な業績連動報酬額及び業績指標の決定

標準的な業績連動報酬の額を11,000,000円とします。業績連動報酬は業績指標に基づいて変動するものとします。業績指標については以下のとおりとし、それぞれ、業務執行の成果、資本の有効活用度を測定するために選定いたしました。なお、当該指標を選択した理由は、一過性の特別損益の影響を受けない経営活動全般の利益を表していることからモチベーション効果が高いこと、及び経営の効率性を図る尺度として有効であると判断したためであります。

- ・ 営業利益率：業務執行の成果を測定する指標。
- ・ ROIC：資本の有効活用度を測定する指標。

ハ) 業績連動報酬の計算方法

各指標のウェイト付けは、営業利益率7、ROIC3の割合でウェイト付けを行うものとし、各指標の実績に対するポイントの設定を、以下のとおりとします。

<営業利益>

|     |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利益率 | マイナス | 0%  | 2%  | 4%  | 6%  | 8%  | 10% | 12% | 14% | 16% | 18% | 20% |
| 係数  | 0    | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.8 | 0.9 | 1   | 1.1 | 1.2 | 1.3 | 1.4 | 1.5 |

<ROIC>

|     |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利益率 | マイナス | 0%  | 2%  | 4%  | 6%  | 8%  | 10% | 12% | 14% | 16% | 18% | 20% |
| 係数  | 0    | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.8 | 0.9 | 1   | 1.1 | 1.2 | 1.3 | 1.4 | 1.5 |

※1 当社は営業利益10%を正常値と考えているためこれを標準とします。

※2 ROICの業界（情報通信）平均が約10%のため、これを標準とします。

※3 指標がマイナスの場合または予算未達の場合は支給しません。なお、当事業年度においては予算未達であったため、業績連動報酬の支給はございません。

4. 報酬等の種類別の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績の達成度合いに応じて取締役会で決定します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する方針  
個人別の報酬額については、取締役会において決議します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額               | 報酬等の種類別の総額           |         |        | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|----------------------|----------------------|---------|--------|----------------|
|                  |                      | 基本報酬                 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 103,538千円<br>(6,331) | 103,538千円<br>(6,331) | -       | -      | 7名<br>(3)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12,360<br>(12,360)   | 12,360<br>(12,360)   | -       | -      | 3<br>(3)       |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 115,898<br>(18,691)  | 115,898<br>(18,691)  | -       | -      | 10<br>(6)      |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2019年8月21日開催の第16回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は2名)です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2019年8月21日開催の第16回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役鳥山垂弓氏は、千代田国際法律会計事務所所長、セントラル総合開発株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役藤田裕二氏は、藤田公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役南出浩一氏は、南出公認会計士事務所所長、やまと監査法人代表社員及びMipox株式会社の非常勤監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                               |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 鳥山 亜弓 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席しました。弁護士・公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会及び重要な会議に参画し助言・提言を行っております。                                            |
| 取締役 笹川 大介 | 2023年8月24日の就任以降に開催された取締役会13回のうち13回に出席しました。上場会社での実務経験及び複数企業における監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会及び重要会議に参画し助言・提言を行っております。                     |
| 監査役 加山 宏  | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会については12回のうち12回に出席しました。上場会社の取締役・監査役としての豊富な経験に基づく助言・提言を行うとともに、その他重要な会議についても参画し、常勤監査役として取締役の職務執行を監査しております。 |
| 監査役 藤田 裕二 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会については12回のうち12回に出席しました。公認会計士として主に当社の会計全般について、専門家としての見識に基づく助言・提言を行っております。                                 |
| 監査役 南出 浩一 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会については12回のうち12回に出席しました。公認会計士として主に当社の会計全般について、専門家としての見識に基づく助言・提言を行っております。                                 |



## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 19,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査役会は、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

**(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項**

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

- ① 処分対象  
太陽有限責任監査法人
- ② 処分内容  
契約の新規の締結に関する業務の停止3ヵ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ③ 処分理由  
他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

**6. 会社の支配に関する基本方針**

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収への対応方針」につきましては特に定めておりません。

## 貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目            | 金 額       |
|-----------------|-----------|----------------|-----------|
| <b>(資産の部)</b>   |           | <b>(負債の部)</b>  |           |
| <b>流動資産</b>     | 1,015,212 | <b>流動負債</b>    | 750,548   |
| 現金及び預金          | 306,424   | 買掛金            | 84,445    |
| 電子記録債権          | 6,417     | 短期借入金          | 400,000   |
| 売掛金及び契約資産       | 589,230   | 未払金            | 75,324    |
| 仕掛品             | 14,726    | 未払費用           | 123,417   |
| 貯蔵品             | 89        | 前受金            | 3,768     |
| 前払費用            | 88,893    | 預り金            | 6,986     |
| その他             | 9,429     | 未払法人税等         | 7,249     |
| <b>固定資産</b>     | 784,612   | 未払消費税等         | 49,357    |
| <b>有形固定資産</b>   | 18,411    | <b>固定負債</b>    | 13,509    |
| 建物              | 13,518    | 資産除去債務         | 13,509    |
| 工具、器具及び備品       | 4,892     | <b>負債合計</b>    | 764,058   |
| <b>無形固定資産</b>   | 691,364   | <b>(純資産の部)</b> |           |
| ソフトウェア          | 639,029   | <b>株主資本</b>    | 1,035,766 |
| ソフトウェア仮勘定       | 52,335    | 資本金            | 435,600   |
| <b>投資その他の資産</b> | 74,836    | 資本剰余金          | 319,200   |
| 投資有価証券          | 857       | 資本準備金          | 319,200   |
| 敷金              | 71,647    | <b>利益剰余金</b>   | 327,946   |
| 繰延税金資産          | 331       | 利益準備金          | 648       |
| その他             | 4,839     | その他利益剰余金       | 327,298   |
| 貸倒引当金           | △2,839    | 繰越利益剰余金        | 327,298   |
| <b>資産合計</b>     | 1,799,825 | <b>自己株式</b>    | △46,980   |
|                 |           | <b>純資産合計</b>   | 1,035,766 |
|                 |           | <b>負債純資産合計</b> | 1,799,825 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

## 損益計算書

(2023年6月1日から  
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 2,595,333 |
| 売上原価         | 1,656,690 |
| 売上総利益        | 938,643   |
| 販売費及び一般管理費   | 963,575   |
| 営業損失         | △24,931   |
| 営業外収益        |           |
| 雑収入          | 678       |
| その他の         | 2         |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 4,108     |
| その他の         | 346       |
| 経常損失         | △28,705   |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 1,828     |
| 税引前当期純損失     | △30,534   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 530       |
| 法人税等調整額      | 702       |
| 当期純損失        | △31,766   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から  
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |                  |        |                  |                                                               |                 | 自己株式      | 株主資本<br>合計 | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|---------|------------------|--------|------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------|-----------|------------|-----------|-----------|
|                         | 資本金     | 資 本 金            |        | 利 益 剰 余 金        |                                                               | 利益<br>剰余金<br>合計 |           |            |           |           |
|                         |         | 資<br>準<br>備<br>金 | 本<br>金 | 利<br>準<br>備<br>金 | そ<br>の<br>他<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金<br>繰<br>越<br>剰<br>余<br>金 |                 |           |            |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 435,600 | 319,200          | 648    | 359,064          | 359,712                                                       | -               | 1,114,512 | 4,293      | 1,118,806 |           |
| 当 期 変 動 額               |         |                  |        |                  |                                                               |                 |           |            |           |           |
| 当 期 純 損 失               |         |                  |        | △31,766          | △31,766                                                       |                 | △31,766   |            | △31,766   |           |
| 自己株式の取得                 |         |                  |        |                  |                                                               | △46,980         | △46,980   |            | △46,980   |           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |                  |        |                  |                                                               |                 | -         | △4,293     | △4,293    |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           |         |                  | -      | △31,766          | △31,766                                                       | △46,980         | △78,746   | △4,293     | △83,040   |           |
| 当 期 末 残 高               | 435,600 | 319,200          | 648    | 327,298          | 327,946                                                       | △46,980         | 1,035,766 | -          | 1,035,766 |           |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年7月19日

株式会社インターファクトリー  
取締役会 御中

#### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 兼 宏 章 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 尾 形 隆 紀 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターファクトリーの2023年6月1日から2024年5月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会 の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。



- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告の一部であり、法令及び定款の規定に基づき当社ウェブサイトに掲載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月24日

株式会社インターファクトリー 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 加山 宏 ㊟  
監査役（社外監査役） 藤田 裕二 ㊟  
監査役（社外監査役） 南出 浩一 ㊟

以上

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番  
御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター  
1階RoomB  
TEL 03-6206-4855



|    |           |          |         |
|----|-----------|----------|---------|
| 交通 | J R 御茶ノ水駅 | 聖橋口より    | 徒歩約 1 分 |
|    | 地下鉄新御茶ノ水駅 | B2 番出口より | 徒歩約 2 分 |
|    | 地下鉄御茶ノ水駅  | 1 番出口より  | 徒歩約 4 分 |
|    | 地下鉄小川町駅   | B3 番出口より | 徒歩約 6 分 |

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。